様式第24（第５条関係） ［表略］ 注１　国際電話等及び衛星移動通信サービス（音声を伝送交換するための電気通信設備を用いてその内容を蓄積することなく通信を行うものに限り、付随的なサービスを除く。以下同じ。）並びに携帯電話における国際ローミング（その内容を蓄積し通信を行うもの及び付随的なサービスを除く。以下同じ。）に関する協定又は契約について記載すること。 ２　「締結・変更の別」の欄には、締結（基本契約（割引契約（基本的な契約に追加して行う契約であり、当該基本的な契約に基づく料金に優先して適用する料金を定めるものをいう。以下同じ。）以外のものをいう。以下同じ。））、締結（割引契約）、変更（基本契約）又は変更（割引契約）と記載することとし、変更の場合にあつては、「備考」の欄にその概要を記載すること。 ３　「サービスの種類」の欄には、国際電話等、衛星移動通信サービス又は携帯電話における国際ローミングの別を記載すること。 ４　「対地」の欄には、国際電話等において第三国を中継する場合には最終着信先を記載するとともに、括弧書で当該第三国の名称を記載すること。 ５　「精算料金（国際計算料金を含む。）」については、料金体系が複数ある等により欄内に記載しきれない場合には別紙とすること。ただし、主要な料金体系のみを記載することを妨げない。 ［６・７　略］ ８　その他協定又は契約に定める精算料金に係る条件がある場合には、「備考」の欄にその旨を記載すること。 ［９・10　略］	**様式第24**（第５条関係） ［表同左］ 注１　国際電話等及び携帯電話における国際ローミング（その内容を蓄積し通信を行うもの及び付随的なサービスを除く。）に関する協定又は契約について記載すること。 ２　「締結・変更の別」の欄には、締結又は変更と記載することとし、変更の場合にあつては、「備考」の欄にその概要を記載すること。 ３　「サービスの種類」の欄には、国際電話・ＩＳＤＮ、国際電話・ＩＳＤＮ（衛星）又は携帯電話における国際ローミングの別を記載すること。 ４　「対地」の欄には、第三国を中継する場合には最終着信先を記載するとともに、括弧書で当該第三国の名称を記載すること。 ５　「精算料金（国際計算料金を含む。）」については、料金体系が複数ある等により欄内に記載しきれない場合には別紙とすること。 ［６・７　同左］ ８　その他協定又は契約に定める精算料金に係る条件がある場合には、「備考」の欄に記載すること。 ［９・10　同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（準備行為）

第二条　電気通信事業者（電気通信事業法第二条第五号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）は、同条第三号に規定する電気通信役務の提供に関する提携を内容とする協定又は契約（以下「協定等」という。）であつて第一条の規定による改正後の電気通信事業法施行規則（以下「新施行規則」という。）第二十七条に規定する重要な事項を内容とするものをこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に締結し、変更し、又は廃止しようとするときは、施行日前においても、同法第四十条の認可に係る申請をすることができる。

（経過措置等）

第三条　新施行規則の規定は、施行日以後に締結し、変更し又は廃止しようとする協定等について適用する。

２　第二条の規定による改正後の電気通信事業報告規則の規定は、報告期限が令和七年六月一日以後である報告から適用し、報告期限が令和七年五月三十一日以前である報告については、なお従前の例による。

第四条　電気通信事業者は、附則様式により、令和七年五月三十一日までに、新施行規則第二十七条第一号ハに掲げる電気通信役務の提供に関する提携を内容とする協定等のうち施行日前に締結し、かつ、この省令の施行の際現に効力を有するもの（新施行規則第二条第二項第二号に規定するデータ伝送役務の提供に関する提携を内容とするものに限り、令和七年五月三十一日までに、附則第二条の申請を行っているものを除く。以下「報告対象契約」という。）について、報告対象契約に係る協定書又は契約書の写しを添えて総務大臣に提出しなければならない。